

**改正**

平成14年3月15日条例第21号

平成26年9月30日条例第18号

平成30年3月28日条例第48号

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例をここに公布する。

鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、歩行者等の通行の安全及び災害時における緊急活動の円滑化を図り、もって安全で快適な生活環境を確保するとともに、まちの美観を維持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 自転車等駐車場 自転車等を収容するための公営又は民営の施設をいう。
- (6) 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、自転車等の利用者が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。
- (7) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、自転車等駐車場の設置、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高めるとともに、この条例の目的を達成す

るため市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 駅周辺に居住する者は、通勤、通学等のため当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

(利用者等の責務)

**第5条** 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 自転車の所有者は、自己の所有する自転車について自転車防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

**第6条** 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

**第7条** 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(小売業者の責務)

**第8条** 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車防犯登録を受けることを購入者に勧めるよう努めなければならない。

(放置禁止区域の指定)

**第9条** 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を防止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、当該区域内に規則で定める事項をあらかじめ掲示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該区域内に規則で定める標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の指定の変更等)

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更し、又は解除することが

できる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

**第11条** 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内に放置された自転車等に対する措置)

**第12条** 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域以外の適当な場所に移動するよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、当該利用者等がこれに従わないときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、放置禁止区域内で歩行者等の安全かつ円滑な通行を特に確保する必要がある一定の場所において、自転車等が放置されることにより、その通行に著しい支障を来しており、又はその差し迫ったおそれがあると認められるときは、第1項に規定する指導を行わず、直ちに当該自転車等を前項の場所に移動することができる。

(放置禁止区域以外の公共の場所に放置された自転車等に対する措置)

**第13条** 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所に自転車等が放置され、付近に居住する者の日常生活に著しい支障を来していると認めるときは、当該利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、当該利用者等がこれに従わず、当該指導を行った日から起算して3日を経過しても同項に規定する場所においてなお当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

(チェーン等の切断)

**第14条** 市長は、第12条第2項、第3項及び前条第2項の規定により自転車等を移動する場合において、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン等で連結されていること等により容易に移動することが困難であると認めるときは、チェーン等の切断その他の必要な措置をすることができる。

(移動した自転車等の保管等)

**第15条** 市長は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定により自転車等を移動したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等が放置されていた場所又はその付近に規則

で定める事項を掲示しなければならない。

2 市長は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定により自転車等を移動したときは、当該自転車等を前項に規定する告示の日から起算して3月間保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、直ちに利用者等を調査し、利用者等の確認ができたときは、当該利用者等に対し、速やかに自転車等を引き取るよう通知しなければならない。

(自転車等の返還)

**第16条** 市長は、前条第2項の規定により保管した自転車等を利用者等に返還しようとするときは、返還を受けようとする利用者等から規則で定めるところにより申請させなければならない。

(費用の徴収)

**第17条** 市長は、前条の規定により自転車等の返還を受けようとする利用者等から、自転車等の移動及び保管に要した費用として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を徴収することができる。

(1) 自転車 1台につき 2,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき 4,000円

2 市長は、返還に係る自転車等が盗難にあったものである場合その他やむを得ない事由があると認める場合は、前項の費用の徴収を免除することができる。

(引取りのない自転車等の処分)

**第18条** 市長は、第15条第2項の規定により保管した自転車等について、同項に規定する期間が経過しても利用者等の確認ができないとき又は利用者等が引き取ろうとしないときであつて、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分することができる。

(適用上の注意)

**第19条** この条例の適用に当たっては、他の法令の規定に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

(委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成2年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年 3 月15日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例中第13条第 2 項の改正規定（「規則で定める期間、」を「当該指導を行った日から起算して 3 日を経過しても」に改める部分に限る。）及び第16条第 1 項の改正規定は平成14年 6 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条第 1 項の規定は、平成14年 6 月 1 日以後に移動し、及び保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。

付 則（平成26年 9 月30日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例中第17条第 1 項の改正規定は平成27年 1 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条第 1 項の規定は、平成27年 1 月 1 日以後に移動し、及び保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 3 月28日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は、施行日以後に移動する自転車等に適用し、施行日前に移動した自転車等は、なお従前の例による。